部活動の地域移行に向けて~地域とともにあるスポーツ・文化活動環境整備への理解を進めるために!~

令和4年12月発行 第1号 丹波市教育委員会

〇そもそも、中学校の部活動って?

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等 に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育 成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する こと。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係 団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるよ うにするものとする。」 (中学校学習指導要領 第1章総則より(平成29年3月)



- ・部活動は教育課程外(※教員が本来の教育計画を行う時間外)の活動です
 - →丹波市では、教員が、部活動を通して育まれる資質・能力の意義を踏まえ、本来業務以外 の内容を生徒の多様な学びの場として考え活動しています!
- ・持続可能な運営体制のためには、地域・関係機関との連携が必要になります



丹波市内の中学校における部活動の実態はどうなの?

令和4年度市内中学校における運動部員数(令和4年7月1日時点)

運動部種目名	部員数							
液制助極目力	AФ	B中	C#	D中	E中	F中	G 中	合計
野球	9	9	22	3	15	28	15	10
始上 競技		29	37	21	25	58	22	19
サッカー		11		16		36	12	
女子ソフトポール			2			16		1
男子ソフトテニス	20	13	18	20	28	26	17	14
女子ソフトテニス	14	13	24	20	25	32	18	14
男子パスケットボール	8		12	12	21	14	10	7
女子パスケットボール	11	16	14	9	14	17	13	
男子パレーボール					12	11		1 2
女子パレーボール	6		18	15	19	18	13	
卓球部			22	28				
男子卓球						12		1
女子卓球部	16				23	16		
刺道					9	9		1
柔道						17		1
美術部			20			34		
收奏楽部		16	16	23	20	29	7	11
家庭科部						27		1 2
コンピュータ・クラフトが						25		- :
創作部		16						\top
文化部	8							
カルチャー部				16				\top
类新創作部					24			

色塗りのところは人数減に 伴う合同部活動を実施したと ころです。生徒のニーズも多 様化する中、人数減により、 1つの学校では運営が困難な 部活動も出てきています。

新人戦以降は、さらに複数 の合同部活動が実施されてい る現状です。

児童生徒数の推移(令和4年度中学1年生523人→12年後(現0歳児)349人)



令和4年度現在の中学1 年生の生徒数と今後の生徒数 を比べると、減少傾向が続く 見込みです。

12年後には、今と比べて 約3割減少するため、部活 動数を減らすなどしないと活 動が持続できない状況になる と考えられます。

※数値は、令和4年3月31日時点の統計 データより

市内の部活動数は、生徒数の減少に伴い減ってきている現状の中、 合同部活動の実施によりなんとか活動を確保している状況にあります。



国や県が進める部活動の在り方ってどうなっているの?

〇部活動をめぐる国の動き

平成 29 年 3 月	3月に告示した学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行
【文部科学省】	われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上
	や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもので
	あり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」
	とし、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、そ
	<u>の教育効果が発揮されることが重要</u> であると示した。
平成 30 年3月	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動の
【スポーツ庁】	活動時間及び休養日の設定、生徒のスポーツ環境の整備等、運動部活動の在り方
	に関する抜本的な改革を求めている。また、ガイドラインの中で都道府県に対し、
	「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう求めた。
平成 30 年 12 月	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の意義
【文化庁】	やガイドラインの対象となる部活動の範囲を明記した。また、都道府県に対し、
	文化部も含めた方針が策定されている場合は、改めて検討し、必要に応じて改定
	するよう求めた。
令和2年度	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要を示し、運動部を対象とした「地
【スポーツ庁・文	域運動部活動推進事業」と文化部を対象とした「地域部活動推進事業」を進める
化庁】	こととしている。具体的な方策は、休日の部活動の段階的な地域移行、合同部活
	動の推進、地方大会の在り方の整理等。



国や県では、令和5年度以降の、休日の部活動の 段階的な地域移行計画が進められています!

(その背景には・・・)

- ■部活動を維持・継続することが困難になる生徒数の減少
- ■競技志向や技術力の向上を目指すなど、生徒のニーズが多様化している
- ■働き方改革の中で、部活動が教職員の多忙の主要因の一つとなっている (※上記については、文科省通知などによる)

※上記内容の詳細については、以下のホームページを参照願います。

スポーツ庁 HP: https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720.htm 文化庁 HP: https://www.bunka.go.ip/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/1413713.html



丹波市では、国が示している休日の部活動の段階的な地域移行に向 けた協議を進めています!

丹波市においては、可能な限り生徒のニーズに対応できる持続可能なスポーツ・文 化活動環境の整備を進めていくために、部活動検討委員会を設置し、今後の児童生徒数 の増減や教職員の超過勤務の実態等を踏まえた部活動の地域移行の在り方について協議 を進めています。保護者・地域の皆様におかれましても、子どもたちにとっての持続可 能なスポーツ・文化活動で抗整体の構築に向けて、どうぞご理解・ご協力をいただきま すよう、よろしくお願いいたします。